

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業目的

- ① 利用者（要介護者や要支援者）から依頼を受けた場合、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に利用できるように、事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する。また介護保険施設への入所を要する場合には、施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
- ② 保険者（市町村）の委託を受け、要介護認定にかかる訪問調査を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ、利用者がその心身の状況等に応じた適切な居宅介護サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、指定居宅介護サービス事業者、施設等と連絡調整等を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- ② 事業にあたっては、関係市町村、居宅サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。
- ④ 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

2. 事業所の名称及び所在地

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 名 称 | 社会保険田川病院 ケアプランセンター |
| (2) 所在地 | 福岡県田川郡川崎町大字池尻 5 9 5 - 1 |
| (3) 電 話 | 0 9 4 7 - 4 7 - 1 0 7 1 |
| (4) F A X | 0 9 4 7 - 4 7 - 1 0 7 2 |

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

平 日 午前8時30分から午後5時00分までとする。

土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。

(3) その他

電話等による連絡は24時間可能

4. 職員の職種、人数及び職務内容

- (1) 職 種 介護支援専門員
- (2) 人 数 1名以上
- (3) 職務内容

- ① 居宅介護支援の利用の申し込みに係る受付と利用者及びその家族に対して保険給付に関する説明を行う。
- ② 介護支援専門員は、訪問面接による課題分析を行い、利用者及びその家族に対して居宅サービスの種類、内容、利用料等について説明を行う。そして、利用者の要望を可能な限り反映させた居宅サービス計画の原案の作成を行い、サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等と協働して居宅サービス計画を完成させる。居宅サービス計画作成後においても利用者やその家族、指定居宅サービス事業者等と連絡を取り、利用者の状態と居宅介護サービス提供状況において継続的な把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行う。また、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。
- ③ 保険者（市町村）の委託を受けて、要介護認定にかかる訪問調査を行う。

5. 居宅介護支援サービスの提供方法及び内容

(1) 相談対応

- ① 来所による対応
事業所内にある相談室を使用
- ② 訪問による対応
利用者及びその家族の自宅など
- ③ その他
電話、文書による相談対応

(2) 使用する課題分析表

- 全社協方式
- 23項目必須絞り込み版

(3) サービス担当者会議の開催場所

- 事業所内会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

- ① 利用者からの居宅介護支援にかかる相談については、その利用者の居宅サービス計画作成から居宅サービスの提供に至るまで、適宜居宅訪問を行う。又その後についても、定期的に継続してサービス実施状況の把握を行うとともに、利用者の心身の状態等の評価を行い、適切な居宅介護サービス又は施設サービスを利用できるよう、随時必要に応じて利用者等への居宅へ訪問する。
- ② 保険者（市町村）からの委託業務である要介護認定にかかる訪問調査を行う場合は、その申請がなされた被保険者の調査が完了するまで、必要に応じて居宅へ訪問する。

6. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、居宅介護支援事業者に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は居宅介護支援事業者1ヶ月につき、下記のように要介護度に応じた利用料を支払い、居宅介護支援事業者は利用者に対し、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出することで保険給付分の払い戻しを受けられます。

※保険料の滞納等により、下記の金額が請求される場合があります。

基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	10,860円
	要介護 3・4・5	14,110円

加算料金等

入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000円
初回加算		3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3,000円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円
退院・退所加算	Ⅰ 1	4,500円
	Ⅰ 2	6,000円
	Ⅱ 1	6,000円
	Ⅱ 2	7,500円
	Ⅲ	9,000円
通院時情報連携加算 1月につき		500円

(2) 交通費

通常の事業実施区域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

利用者は、いつでも契約の解約ができ、一切料金はかかりません。

(4) その他の利用料

以下の定める利用についての無料とします。

- ① 居宅サービス計画の作成業務
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整業務
- ③ 給付管理業務
- ④ 要介護認定等の申請代行業務
- ⑤ 苦情処理業務

7. 通常の事業の実施区域

（ただし、下記の区域で実施できない所もあります。）

田川市、田川郡（川崎町、添田町、大任町、香春町、赤村、糸田町、福智町）

8. 苦情申立の制度

(1) 苦情内容

- ① 介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書について
- ② 利用中の介護サービス等について
- ③ その他

(2) 苦情申立の方法

① 電話による方法

下記の連絡先へ電話もしくはFAXにてご連絡下さい。

② 来所による方法

直接、社会保険田川病院 ケアプランセンター相談室へお越し下さい。

(3) 苦情処理の常設窓口

社会保険田川病院 ケアプランセンター

電 話 0947-47-1071

FAX 0947-47-1072

担当者 後藤 直子

その他公共機関の相談窓口

福岡県介護保険広域連合 田川桂川支部 TEL : 0947-49-1093 FAX : 0947-49-1097	福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口（介護保険課） TEL : 092-642-7859
田川市 高齢障害課／高齢介護係 TEL : 0947-85-7129（内140・141） FAX : 0947-47-1324	香春町 保険健康課／高齢者支援係 TEL : 0947-32-8401 FAX : 0947-32-4815
添田町 保健福祉環境課／福祉・高齢者支援係 TEL : 0947-82-1232（直） FAX : 0947-82-2869	糸田町 健康福祉課／介護保険係 TEL : 0947-26-1241（直） FAX : 0947-26-1651
川崎町 高齢者福祉課／高齢者福祉係 TEL : 0947-72-3000 FAX : 0947-73-2251	大任町 福祉課／福祉係 TEL : 0947-22-7763 FAX : 0947-63-3813
福智町 福祉課／高齢者福祉係 TEL : 0947-22-7763 FAX : 0947-49-7950	赤村 住民課／健康増進係 TEL : 0947-62-3000 FAX : 0947-62-3007

9. 秘密保持

事業所の介護支援専門員及びその他の従業者は、業務上知り得た利用者や家族等の秘密を保持する。

また、従業者でなくなった後においても秘密を保持するために、この旨に従業者の退職時に指導する。

10. 利用者へのお願い

居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票、その他の文書等は利用者の介護に関する重要な書類であるため、居宅介護支援契約書・重要事項説明書等と一緒に、紛失や破損することがないように大切に保管されて下さい。

11. 公正中立なケアマネジメントについて

利用者やその家族はケアプランの作成にあたってはケアマネジャーに対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、およびケアプランにその事業者を位置付けた理由の説明を求める事が可能です。

12. 医療機関との連携について

1. 利用者が病院や診療所へ入院された際には、担当のケアマネジャーの氏名や連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いいたします。
2. ケアマネジャーは、居宅サービス事業者等から利用者に関する情報を受けたときや必要があるときは、利用者の同意を得てケアマネジャーが必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
3. ケアマネジャーは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、ケアマネジャーはその意見を踏まえてケアプランを作成した場合はそのケアプランを意見を求めた医師等に交付します。